

議案第 8 3 号

狭山市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

狭山市農村環境改善センター条例（昭和 6 0 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、土壤実験室」を削る。

第 1 2 条を削り、第 1 3 条を第 1 2 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

（単位 円）

施 設 の 名 称	利 用 区 分					
	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで
多目的ホール	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	2,100
会議室	700	700	700	700	700	1,000
食品加工料理実習室	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,600
生活改善実習室	30 畳	800	800	800	800	1,200
	15 畳	400	400	400	400	600
農事研修室	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,800

備考 許可に係る利用区分が 1 利用区分を超えて利用する場合の使用料は、それぞれの利用区分に規定する額の合計額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

平成24年11月27日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

施設の有効活用と利用者の利便性の向上を図るため、利用方法の見直しを行うとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。